

壬生町告示第53号

壬生町電子入札実施要領を次のように定め、令和5年5月1日から適用する。

令和5年4月6日

壬生町長 小 菅 一 弥

壬生町電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、壬生町財務規則（昭和39年壬生町規則第8号）及び壬生町建設工事等執行規則（平成9年壬生町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、入札の手続を電子入札システムにより実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に関する事務を、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）とインターネットを利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 紙入札 書面により入札書（様式第1号）を提出して行う入札をいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下、「法」という。）第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子署名 法第2条に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子くじ 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が任意に設定した数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数を用いて、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

(利用者登録及び電子署名)

第3条 入札参加者は、初めて電子入札を利用するとき又は新たにICカードを取得したときは、使用するICカードについて、電子入札システムから利用者登録を行わなければならない。

- 2 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報とする。
- 3 入札参加者は、前項の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更内容の登録を行わなければならない。
- 4 入札参加者は、壬生町入札参加資格者名簿の登録事項及び電子入札システム利用者登録内容に変更が生じたときは、変更の届出と併せて、電子入札システムから変更内容の登録を行わなければならない。なお、当該変更の届出及び登録に係る審査が終了するま

での間については、別に定める基準に基づき紙入札により対応するものとする。

5 入札参加者が電子入札システムにより電子入札に係る諸手続を行うときは、あらかじめ利用者登録をした I C カードにより電子署名を付して行わなければならない。

(電子入札の周知)

第4条 町長は、電子入札により入札を行う場合は、次の方法により電子入札である旨の周知を行うものとする。

(1) 一般競争入札の場合は、入札公告にその旨を明示する。

(2) 指名競争入札の場合は、指名通知を電子入札システムにより行う。

(入札参加申請書)

第5条 一般競争入札に係る入札参加者は、入札参加申請書を電子媒体（以下「電子ファイル」という。）により提出しなければならない。

2 町長は、前項の入札参加申請書を受理したときは、電子入札システムにより、その旨を通知するものとする。

(予定価格等の登録)

第6条 町長は、開札時に予定価格を電子入札システムに登録するものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして入札を行う場合は、電子入札の周知を行う際に当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 町長は、次に掲げる金額のいずれかを設定した場合は、開札時に電子入札システムに登録するものとする。

(1) 低入札調査基準価格

(2) 最低制限価格

(入札書の提出)

第7条 町長は、入札参加者に電子入札システムにより入札書を提出させるものとする。

2 町長は、前項に定める入札書の提出期限をあらかじめ定めるものとする。

3 第1項に定める入札書は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに到達したものとみなすものとする。

4 第1項の規定により提出された入札書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

(紙入札)

第8条 紙入札により入札に参加しようとする者（紙入札者）は、事前に町長に紙入札の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする者は、紙入札方式参加承諾願（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の承諾願が提出され、特に必要と認めた場合は、承諾し、書面により入札書等を提出させるものとする。

4 町長は、前項の承諾を受けた紙入札者に対して、あらかじめ指定した方法、日時及び場所において、入札書等を提出させるものとする。

5 電子入札又は紙入札により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(積算内訳書の取扱い)

第9条 町長は、入札参加者に積算内訳書の提出を求める場合は、入札書の提出とともに積算内訳書に係る電子ファイルを提出させるものとする。

2 紙入札者にあつては、入札書と併せて積算内訳書を提出させるものとする。

(電子入札の辞退)

第10条 町長は、入札参加者が入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出させるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出させることができるものとする。

2 前項の規定による入札の辞退は、入札書を提出した後はできないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による提出期限までに同条第3項の記録が確認できなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。

(開札)

第11条 町長は、あらかじめ指定した場所において開札を行うものとする。

2 町長は、開札日時に達したときは、遅滞なく開札を行うものとする。ただし、紙入札者がある場合は、あらかじめ紙入札者の入札書を開札して入札書記載金額を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札の開札を行うものとする。

3 町長は、入札参加者の入札が無効又は失格となった場合には、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。

4 町長は、電子入札システムにより開札を執行する場合は、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることなく開札できるものとする。ただし、電子入札システムにより入札した者が開札時の傍聴を求めた場合は、これを認めなければならない。

(電子入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は入札保証金に代えることができる担保の提供がなかったとき。

(3) 入札書に押印に相当する電磁的記録（紙入札により参加した場合は、記名押印）がないとき。

(4) 入札者が2以上の入札をしたとき。

(5) 入札書の記録事項（紙入札により参加した場合は、記載事項）が不明瞭で判読できないとき。

(6) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(7) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。

(8) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。

(9) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。

(10) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき又は紙入札により参加した場合は、金額を訂正した入札書を提出したとき。

(11) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されてい

ないとき。

- (12) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- (13) 入札書及び積算内訳書が期限までに提出されていないとき。
- (14) 紙入札の承諾を得た場合に指定以外の方法で入札書等を提出したとき。
- (15) 紙入札の承諾を得た場合に規則第5条の規定に違反したとき。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。

(落札者の決定)

第13条 町長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより落札者の決定の登録を行った上で、速やかに電子入札システムにより落札者に通知するものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により通知をするものとする。

(落札者の決定の保留)

第14条 町長は、次に掲げる場合は落札者の決定を保留し、別に定めるところにより審査等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の審査を行う場合
- (2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行う場合
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合
- (4) その他必要と認められる場合

2 前項の規定により落札者の決定を保留する場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札者にあつては、口頭により通知するものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第15条 町長は、落札者となるべき者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の取り止め)

第16条 町長は、入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとする。

(障害時の対応)

第17条 町長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(運用の基準)

第18条 電子入札の運用に関する基準については、別に定めるものとする。

様式第1号（第2条関係）

入札書

開札日 年 月 日

壬生町長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

印

壬生町財務規則、壬生町建設工事等執行規則、設計図書、現場等熟覧のうえ、次のとおり入札いたします。

入札金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事（委託・物品）名										
工事（委託・納品） 場 所										
入札保証金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

くじ番号（3桁）			
----------	--	--	--

様式第2号（第8条関係）

紙入札方式参加承諾願

年 月 日

壬生町長 様

所在地
商号又は名称
代表者名 印

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、次の理由により電子入札システムを利用
しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたしま
す。

- 1 開札日 年 月 日
- 2 工事（委託・物品）名
- 3 工事（委託・納品）場所
- 4 電子入札システムでの参加ができない理由

-
- ・上記について承諾します。
 - ・上記について承諾しません。

年 月 日

様

壬生町長

印